



10月12日（土）13日（日）、11月9日（土）10日（日）、12月14日（土）15日（日）

これからの予定

【10月】

7	女性部役員会 (青色会館)
9	正副会長会議 (青色会館)
15	青年部役員会 (青色会館)
15	個別法律相談会 (青色会館)
16	資産税個人相談会 (青色会館)
17	東青連第3ブロック合同協議会 (東青連)
20	青年部秋季レクリエーション (房総半島方面)
23	女性部日帰りレクリエーション (長瀬方面)



11月の税務

- ◎10月分源泉徴収税額の納付 11日まで
- ◎10月分都区民税特別徴収税額の納付 11日まで
- ◎個人事業税第2期分納付 12月2日まで

【豊島青色申告会館にて開催する支部】

- 10/11(金) 6・7・9支部記帳確認
- 10/15(火) 8・15支部記帳確認
- 10/16(水) 14・16支部記帳確認
- 10/17(木) 32支部記帳確認
- 10/18(金) 18支部記帳確認
- 10/21(月) 30支部記帳確認

所属する支部がおわかりにならない方は、事務局までご連絡ください。(電話) 03-3987-2938

【10月の支部記帳確認】

- 10/ 2(水) 33・34支部記帳確認 (南池袋第4区民集会室)
- 10/ 4(金) 22支部記帳確認 (東池袋第2区民集会室)
- 10/ 4(金) 31支部記帳確認 (長崎4丁目町会事務所)
- 10/ 7(月) 10支部記帳確認 (千登世橋教育文化センター)
- 10/ 8(火) 29支部記帳確認 (区営千早4丁目アパート集会室)
- 10/15(火) 3・5支部記帳確認 (巣鴨地域文化創造館)
- 10/29(火) 4支部記帳確認 (区民ひろば朝日)
- 10/29(火) 19・20・21支部記帳確認 (東部区民事務所3階会議室)

●記帳状況を拝見し、記帳確認証(シール)をお貼りいたします。お気軽にお見えください。



出張会場開催日にご都合がつかない方は、事務局でもお受けいたします。

資産税個人相談会のお知らせ

令和元年10月～12月の相談日は次のとおりです。

10月16日(水) 11月20日(水) 12月18日(水)

無料個別法律相談会のお知らせ

令和元年10月～12月の相談日は次のとおりです。

10月15日(火) 11月19日(火) 12月17日(火)

※相談時間は午後1時から午後4時(1人1時間)

※申込方法 電話でお受けしております。

都税だより

認定長期優良住宅(一定の要件を満たすもの)を新築した場合、固定資産税が減額されます

・軽減期間…新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分)

・軽減税額…固定資産税額(居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度)の2分の1を減額

◎住宅が新築された年の翌年(1月1日新築の場合は、その年)の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳細はHP又は住宅が所在する区の都税事務所まで。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

令和2年3月31日までに一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合は、住宅の価格が千三百万円以下(価格が千三百万円未満である場合はその額)が控除

されます。認定長期優良住宅の特例を受けるには申告が必要ですが、詳細は、HP又は住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所まで。

10月は、不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因となる犯罪行為です。

不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番へ、ご連絡ください。

不正軽油110番

0120-231-793

FAX 03-5388-1304

Eメール S0000106@section.metro.tokyo.jp

豊島都税事務所

3981-1211(代表)

主税局ホームページ

http://www.tax.metro.tokyo.jp/

令和元年10月1日～
豊島区内で自転車を利用する場合は、

自転車損害保険等への加入が必要になります

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合等の損害を 補償できる保険等への加入が義務化されました。



※加入義務化に関するお問い合わせは豊島区役所までお願いします。

豊島青色申告会では、会員の皆様向けに自転車事故によるケガや損害賠償に備える自転車保険プランをご案内しております。詳細は、今月号会報に同封しておりますチラシをご確認ください。この機会に、自転車事故に備えるための青色自転車保険へのご加入をご検討ください。

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の優遇です。

取引先の突然の倒産!まさかのときの資金調達先は準備していますか?

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。

経営セーフティ共済

検索

掛金は損金もしくは必要経費に算入できます

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか?

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を受け取れます。

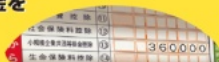
現役引退後の安心した生活設計が図れます。

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

小規模企業共済

検索

掛金は全額所得控除



★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら、約11万円の節税になります。(左図は確定申告書の記載例)

制度の運営機関: 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

無担保無保証低金利の融資、
使いませんか?

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金)

融資上限 2000 万円

返済期間 運転7年・設備10年

金利 1.21 % (2019年9月13日 現在市況により変動)

法人・個人事業主共に使えます。保証協会の保証は不要です。まずはお問い合わせを!



*従業員数等の企業規模の要件がございます。また、審査の結果ご希望に沿えない場合もございます。
*融資上限額・返済期間の取り扱いは 2020年3月31日 の日本政策金融公庫受付分までとなります。

そのトラブル、
弁護士に相談しませんか?

商工会議所の 無料法律相談

■実施日: 毎月第1～3金曜日(8月除く)

■時間: 午後1時～4時(1人30分)

■会場: 東商豊島支部

事前予約制

☎ お電話でご予約ください!

※相談できる内容は事業に関するものとなります。

東京商工会議所 豊島支部

ご相談・お問い合わせ

TEL. 03-5951-1100

受付時間

平日9:00～17:00

※会員非会員問わずご利用できます

豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ (IKE・Biz) 4階

会勢拡大など 熱心に協議

組織広報委員会

9月3日（火）に開かれた委員会では、青色申告の普及と会勢拡大が重点議題となり、その具体的な取り組みについて熱心な議論が交わされ、勸奨方法やスケジュールなどを策定しました。

また、会報の配布方法や口座振替推進について協議しました。

事業厚生委員会

9月11日（月）に開かれた委員会では、来年度の会員研修旅行などが議題となり、令和二年度の研修旅行の行先が討議され、広島方面に決まりました。

また、税を考える週間行事として、11月11日（月）に日帰りバス研修会を実施いたします。

指導税制委員会

9月5日（木）に開かれた委員会では、記帳確認や

今後の研修会の内容などについて話し合われました。特に、消費税軽減税率制度説明会や消費税個別相談会など消費税増税に的確に対応できるよう説明会を開催していく方針を確認しました。11月の税を考える週間行事として、11月15日（金）に相続税研修会を開催することにしました。

正副支部長会議

9月20日（金）に開催された正副支部長会議では、前述の各委員会の結論を受けて、総括的な議論が行われました。



訃報

第9支部長（雑司ヶ谷）

白坂 和彦 殿

第9支部長、白坂和彦氏は、かねてより病氣加療中のところ、9月12日に永眠されました。多年に亘り会の発展と会員の育成に尽力された功績は、誠に多大なものであります。ここに衷心より哀悼の意を表します。

箱根役員合宿 研修会報告

恒例の夏季役員合宿研修会は、8月23日、24日の両日、46名が参加して箱根の湯本富士屋ホテルで開催されました。本年の研修会は、元豊島税務署長の白田敦先生を講師に招き、「税務調査への対応と令和元年度改正税法の注目点」というテーマで、講演して頂きました。税務調査については、具体的な事例をもとに説明してい



白田敦先生

ただき、青色申告制度に関する内容でしたが、大変興味深く話を聞くことができました。最後に、白田先生の地元横浜の地名にまつわる逸話など紹介していただき、再発見もありました。出席者たちは、熱心に聞いており、時間が経つのもあっという間でした。

会費の自動振替にご協力ください

当会では、会費の集金を原則、口座による自動振替で行っています。

自動振替を希望される方は、地域の役員か事務局までご連絡ください。ご協力をお願い致します。

(1) 会費引落日

1・4・7・10月 各月6日

(2) 引落方法・金額

3ヶ月分一括引落。6,000円

(3) 申込方法

担当役員あるいは事務局までお申し込みください。

03(3987)2938

ご連絡頂いた方には、預金口座依頼書と返信用封筒をお送りさせていただきます。

編集後記

秋の特別勸奨月間を迎えております。入会勸奨に力をいれ、会員増強をはかることは、税制改正運動を行う青色申告会にとって大変重要なことです。

今月と来月の会報の中に、会員ご紹介キャンペーンのチラシを同封しておりますので、対象の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。よろしく願いたします。

